

第2回北竜町農業委員会総会議事録

平成25年 2月27日
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成25年 2月27日(水)
午後10時40分～午前11時00分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番号	氏 名	番号	氏 名
1番	橋 本 勝 久	6番	水 谷 茂 樹
2番	大 場 信 一	7番	川 村 功
3番	北 清 裕 邦	8番	出 口 宜 伸
4番	吉 川 清 隆	9番	川 本 和 幸
5番	近 江 博 信	10番	佐 藤 健 一

- 4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
 第2 会議書記の指名
 第3 農 政 報 告
 第4 農業委員会動静報告
 第5 報告第4号 農地の合意解約について
 第6 議案第4号 農地法4条の規定による許可申請について
 第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
 利用集積計画の決定について
 第8 その他 第2回農業委員会総会について・その他会議等について

6 出席した農業委員会事務局職員等

局 長 南 秀 幸
 係 長 長 谷 牧 子
 主事補 橋 本 僚 太

事務局長	只今より平成25年度第2回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。
会 長	挨 拶
事務局長	<p>本日の出席委員は10名中10名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。</p> <p>会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長に願います。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし
議 長	<p>それでは2番・大場委員と3番・北清委員の両名を指名します。</p> <p>日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、長谷係長、橋本主事補を指名します。</p> <p>日程第3 農政報告があれば産業課長より願います。</p>
産業課長	な し
議 長	日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。
議 長	<p>本日の予定案件は、報告1件 議案2件 その他です。</p> <p>直ちに会議案件の審議に入ります。</p> <p>日程第5 報告第1号 農地の合意解約について上程いたします。</p> <p>事務局より報告事項の説明を願います。</p>
事務局長	報告第4号 農地の合意解約について、下記の者により合意解約した旨の通知があったので報告する。

貸主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■と 借主 美葉牛〇〇-〇〇
■■■■ 及び 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■氏との平成24年9月
26日に賃貸借した案件であります。

合意解約の内容は表のとおりです。

なお、賃貸契約を解除して、この土地を相対で売買するためです。
詳しくは、今回提出議案5号で説明いたします。

議 長 報告1号について質問意見等ありませんか？

農業委員一同 意見なし

議 長 特に質問意見等がないので次に進みます。

日程第6 議案4号 農地法4条の規定による許可申請について上
程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案4号 農地法4条の規定による農地の転用許可申請が下記のと
おりあったので、意見を添えて進達のため審議をする。

昨年11回総会で碧水〇〇番地の〇〇 ■■■■氏より農業振興地
域の整備計画の変更申請について協議しましたが。空知総合振興局と
の協議において1月30日付けで異議がないと回答を得ましたので、
今回農地法4条の転用許可申請について意見書を添付して知事に進達
するものであります。

申請者 ■■■■

住 所 碧水〇〇-〇〇

当 該 地 碧水〇〇-〇〇

地 目 畑

面 積 344 m²

目 的 経営規模拡大に伴い農作業機械及び収穫物を格納する施
設が不足しており格納庫を新築する。

転用に関する農業委員会の意見であります。宅地には格納庫を建
てる余地がなく利便性を考慮した場合、宅地に隣接した当該地以外に
最適な場所がないこと。また、転用するも面積も適正であり今後の営
農に必要な不可欠であることから止むを得ないと判断します。

議 長 議案4号について意見等ありませんか。

農業委員一同 なし

議 長 特に質問意見等がないので次に進みます。

日程第7 議案5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程します。

事務局より説明願います。

事務局長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

番 号 25-売-4

買 主 和〇〇番地の〇〇 ■■■■氏

売 主 旭川市東光〇条〇丁目 ■■■■氏

土 地 美葉牛〇〇-〇〇

畑 1筆 面積36,545㎡

権 利 売 買

所有権移転時期 平成25年2月28日

対価の支払期限 平成25年3月29日

金 額 420,000円 反当15,000円で280ㄱ

対価の支払いは本人指定口座に支払う。

次の2件の案件ですが先ほど合意解約をした旨を報告しましたが賃貸から売買する案件です。

番 号 25-売-5

買 主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■

売 主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■

土 地 美葉牛〇〇-〇〇

田 1筆 面積 4,769㎡

権 利 売 買

所有権移転時期 平成25年2月28日

対価の支払期限 平成25年3月29日

金 額 1,075,000円 反当250,000円で

水張り43ㄱ

対価の支払いは本人指定口座に支払う。

議 長

このことについて意見等ありませんか。

委員一同

意見なし

議 長

意見等がありませんので
議案5号について承認いたします。

日程8 その他について事務局より説明願います。

事務局長

1) 次回農業委員会日程について
3月27日(水)午後1時30分～

2) その他会議等の日程について

去る2月7日～8日に開催された北空知農業委員会会長事務局長研修での農業会議の乾氏の研修内容を報告します。

別冊の様式20号、農業生産法人の報告について。

農業生産法人は、農地法6条の規定により毎年決算後3ヶ月以内に農業委員会に報告義務があります。

農業委員会では、農業法人の該当要件を満たしているかチェックします。役員が農業に従事しているかどうか。農地を複数市町村にまたがる場合適正に農地が管理されているかどうか。農業以外事業の売り上げが農業生産より上まわっていないかを農業委員会は確認しなければなりません。

町内の農業生産法人にあっては該当ありませんが、道外の法人が競売地を取得し、作付せず遊休農地化していることがあり農業委員会が法人のチェック適正に行うよう指導されてます。

相続税について、平成15年度相続時精算課税制度ができましたこれは60歳までに行うことになってましたが今年平成25年4月より65歳以上でも相続時精算課税が適用になります。

相続時精算課税とは、贈与なのですが税務署に申告することにより相続として扱う制度です。

なお詳しくは、税務署にご相談ください。

水 谷委員

■■■■は、今後どうなりますか農業清算法人の要件を欠くのではないか。

南事務局長

■■■■は、今後株式会社等に変更するか。構成員をふやすしかない。

長谷係長

竜西農場は、■■■さん夫婦のみで 構成員 3 名を欠くので会社形式を取ると思います。

■■■さんは、従業員として 2 年働く予定。■■■さんは従業員を継続し、■■■さんは現在わかりません。

議 長

一応、■■■■■さんの土地は、■■■■■さんが売買で引き受ける予定です。

長谷係長

■■■さんが土地を処分してから■■■さんの年金を申請しますが。土地の処分後、数ヵ月後に会社にすると予想されます。

議 長

再度確認をします。次回農業委員会の日程を確認します。3月27日です。

以上をもって総会を終了します。

議 長

議事録署名委員

2 番 _____

3 番 _____